

令和2年11月20日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和2年11月20日（火） 午後1時30分

2. 場 所： 三島町町民センター 研修室

3. 出席委員： 1 番 二 瓶 辰雄 委員 2 番 阿 部 通利 委員
3 番 長谷川 秋義 委員 5 番 角 田 陽市 委員
6 番 菅 家 三吉 委員 7 番 大 竹 祐子 委員
8 番 五十嵐 政人 委員 五十嵐 健二 副委員長
菅 家 壽一 副委員長

4. 欠席委員： （ な し ）

5. 提出議案： （ な し ）

6. そ の 他： （1） 獣害対策の実効性を求める意見書について
（2） 集落ごとの耕作放棄地一筆調査の進捗について
（3） 会津若松地方農業委員会連合会研修会における発表者およびテーマについて
（4） 12月総会日程について

7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

5番 角田 陽市 委員・6番 菅家 三吉 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続きまして、会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （会務の報告を朗読説明する）

議長： 本日は、提出議案はありませんので、その他について協議します。

（1）獣害対策の実効性を求める意見書について、事務局説明願います。

事務局： （獣害対策の実効性を求める意見書について朗読説明する）

議長： 農業委員会から町当局に対し、獣害対策について、このような内容で実施して頂きたいという意見書の草案を8番委員に作成して頂きました。まずは、意見書を農業委員会から町へ提出する事の是非について、委員の意見をお諮りしたいと思います。

意見書を町に提出する事について、意義のある方はおりませんか。

< 異議なし >

異議なしとの事でしたので、本日審議の後、町に提出する事といたします。

続いて内容の審議に移ります。只今、事務局が説明した意見書案について、訂正等ありましたらお願いいたします。何かございませんか。

事務局： 事務局より1点、訂正案です。文中の「5. ジビエ料理の研究・開発」の一文につきまして、現時点では放射能の影響で販売等が制限されているため、今回の意見書に取上げるのは時期尚早ではないかとの意見が課内でありました。よって、この一文についてご再考、または表現の修正をご一考頂きたいと存じます。

8 番： 現在、店に出せない事は知っているが、これだけ年々増え続ける捕獲頭数を無駄にしているのは、よそのジビエの取り組み見ると遅れていると言わざるを得ない。店に出せなくとも、それらをどう活用するかの研究は出来るし、だから研究・開発と表現した。誰がそれをやるのか、加工するためにどんな施設が必要なのか、検討すべき事は多く、時間もかかる。いざ解除になった時に始めるようでは遅い。今から研究・開発しておく必要がある。

議長： 放射能による制限が解除されたとしても、販売目的ならその場で解体とは行かないでしょう。解体施設に持ち込み、資格を持った人が解体しなければ保健所の許可が下りないと思われます。そういった事も考えれば、8番委員が仰る様に、制限解除の目途が立ってから提案するのでは無く、今から研究を始めるべきだと考えます。

1 番： 狩猟で肉が獲れるのは、狩猟期間中に限るのではないか。これまで捕獲した熊やイノシシも、その場に埋めなければならなかったのでは無いか。

議長： それらは有害鳥獣駆除であるため、その場に埋めなければなりません。

1 番： ならばジビエに使えるのは猟期中に捕獲した個体に限られるのではないか。

議長： ジビエは有効活用の一例であり、それだけが目的ではありません。電柵等による防護と合わせ、捕獲による絶対頭数の低減が獣害対策には重要になります。

役場では今年、獣害対策専門の協力隊を確保する予定でしたが、コロナの影響で来れず、任命できなかった経緯があります。町の猟友会も高齢化が進む中、生業の傍ら獣害対策に当たるのは大きな負担となっています。ですので、専門に対応する人員が必要となるため、意見書に盛り込んであります。

また、里山が荒れ、人と獣の境界が年々曖昧になっているのも獣害増加の原因と言われております。ですので森林整備についても盛り込んでおります。

他に、ご意見や盛り込むべき案などございますか。

1 番： 先程、議長が申ししていた通り、猟友会の見回りだけでも相当な負担となっている。各地区にある程度の協力者を置くべきではないか。例えば近所の人に罠にかかった際に連絡して貰うだけでも違うのではないか。

議長： 私自身、猟友会の一員としてこまめに見回ってはおりましたが、流石に毎日という訳にはいかない。罠の扉が下りていればかかっている事が判るので、遠目から確認して連絡を頂くだけでも助かりますね。

8 番： それと、罠の絶対数も足りない。今年は特に捕獲報告が多く、熊用の檻もイノシシ用のくくり罠もどちらも足りなかった。数を揃えるのもそうだが、合わせて各地区の集会所等にそれを保管させて貰うなど、地区の方の協力を得る体制作りも必要だ。

1 番： 意見書で挙げられた項目には、それぞれに多くの意味がある。詳細については、口頭で説明すべきだろう。

議長： 1 番委員の仰る通りで、それぞれの項目の裏には多くの意味が込められています。農業を生業にしている人にとっては、獣害による減収は大きな問題で、生活が成り立たなければ農業は廃れてしまう。ですので、そうした切に困っている住民の気持ちを汲んで対応して頂く事が行政には必要であると考え、意見書を提出する事にしました。この後、町長に意見書を提出する際に説明はしますが、事務局も心得て置いて頂きたいと思います。

ほか、委員の皆さんから何かございませんか。無ければ、意見書はこの内容で町当局に提出する事でよろしいですか。

< 異議なし >

では、こちらの内容で町当局に訴えて行きたいと思います。事務局、意見書の提出は本日でよろしかったですか。

事務局： はい。総会終了後、意見書に会長印を押印の後、町長に提出して頂く予定となっております。

議長： 農業委員会からは会長・職務代理のほか、どこまで出席しますか。

8 番： 全員で行ったら良い。

議長： では、全員で向かいしたいと思います。

次に、(2) 集落ごとの耕作放棄地一筆調査の進捗について、事務局、説明
願います。

事務局： (集落ごとの耕作放棄地一筆調査の進捗について朗読説明する)

議長： 引き続き、皆さんにお願いしている遊休農地の調査ですが、最初にお渡し
した白地図では、地元以外の地区が判らないとの声がありましたので、十年
前の前回調査の結果について色分けした地図を事務局に用意して貰いました。
地元以外を調査する際も、こちらの地図があれば説明や判断が容易に進めら
れると思います。ですので、前回の判定を基に調査を進め、でき次第、務局
に提出し、総会にて皆さんに判定して頂く流れになります。

5 番： 調査では、この地図の茶色（耕作地）、緑（農地復元可能）、赤（農地復元
困難）を見れば良いのか。

議長： 赤については重機等が必要な規模になりますので、先程申しました遊休農
地解消事業等で起こされた所以外は、考慮しなくて良いと思います。なお、
農作物の作付がされていない所でも、刈払い等の維持管理がされていれば農
地として見なされる点には注意して下さい。

6 番： 宅地内にある家庭菜園の様な畑は、やはり宅地と見なすべきか。

議長： 地目が宅地ならば農地では無いため、畑とは見なしません。

6 番： 農地でも、面積の半分程しか耕作していない場合はどう判断するか。

8 番： そういう時は地番で判断する。その地番で何かしらの作物を作っていれば耕作していると見なす事が出来る。

議 長： 他にご質問等ございませんか。無ければ次へ移ります。

（3）会津若松地方農業委員会連合会研修会における発表者およびテーマについて、事務局、説明願います。

事務局： （会津若松地方農業委員会連合会研修会における発表者およびテーマについて朗読説明する）

議 長： ちなみに前は、桧原・大登・西方の遊休農地解消事業について発表しましたが、1つのテーマに限定せず、総合的な説明でも良いと思います。そこは発表者と事務局で相談しながら進めて行く事になるかと思います。

8 番： テーマとしては、過去の遊休農地解消事業、今の遊休農地調査、これからの獣害対策などいくつかある。他に前回無かった事では、桐の里産業の設立と役割について話しても良いかもしれない。そこに将来の展望を付け加えて発表したら良いのではないか。

議 長： 過去に取り組んで来た事と今後の展望など、単一のテーマに絞らず、総合的な発表で良いのではないかと思います。どのような形で発表するかも含め、事務局で検討してみてください。

次に発表者について決めたいと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。

1 番： 会長が良いのではないか。

議 長： どなたもいらっしゃらなければ、やらせて頂きますが。

8 番： ここは7番委員にお願いしたい。事務局と内容を検討し、最後に女性の視点からの意見を述べて頂きたい。

7 番： 別の会でも発表した経験があるため、引き受けても構わない。まずは、事務局で原稿を作成して欲しい。

議長： よろしいですか。では、今回の発表者は7番委員にお願いします。テーマは、三島町農業委員会がこれまで取り組んで来た事例と女性委員の視点から見た展望・要望を取り入れつつ、事務局と内容を詰めて頂きたいと思います。また、他の委員にもご協力頂きたく存じます。

最後に12月総会日程についてですが、12月22日の午後1時30分とします。

以上を持ちまして本日の定例総会は終了いたしますが、この後、意見書を町長に提出します。準備ができ次第向かいますので、待機なされますよう、お願いします。それでは閉会といたします。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和2年11月20日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 角田陽市

議事録署名人 菅家三吉